

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

○ 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額とされる。

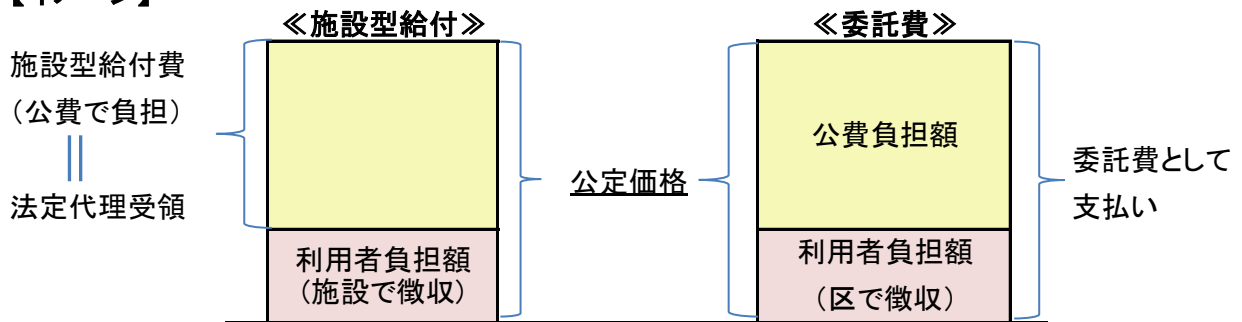
(子ども子育て支援法27条、29条等)

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

○ 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】



《公定価格(基本額)イメージ》

